

## ワンストップ特例を申請する皆様へ

### 1 ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税を行った方のうち一定の要件を満たす方が、寄附先自治体に対し申請を行うことで、確定申告をしなくても寄付金控除が受けられる仕組みです。

### 2 ワンストップ特例制度が適用される方

以下、全ての条件を満たす方が対象となります。

- 会社員等の給与所得者で、年収が2千万円以下の方
- 医療費控除などにより確定申告の必要がない方
- ふるさと納税を行う自治体の数が、前橋市を含め5団体以内

### 3 ワンストップ特例制度を受けるには

(1) 提出する書類【**必要事項を記入し、以下3点を裏面の送付先までご返送ください。**】

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書(押印必須)
- 個人番号確認の書類(①)
- 本人確認の書類(②)

※申請書の提出後に、住所・氏名などに変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。

(2) 提出期限 **寄附をした翌年の1月10日(必着)**

**申告特例申請書と一緒に、以下①②のご返送をお願いします。**

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
①個人番号確認の書類	個人番号カード(裏面)のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
②本人確認の書類	個人番号カード(表面)のコピー	以下いずれか1点のコピー ・運転免許証・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート)・身体障害者手帳 ・在留カード・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳	以下いずれか1点のコピー ・運転免許証・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート)・身体障害者手帳 ・在留カード・特別永住者証明書 ・精神障害者保健福祉手帳
* 写真、氏名、住所、生年月日が確認できるようにコピーをお願いします。 * 記載事項に変更がある場合は、裏面もご送付ください。			

上記の内容をご確認のうえ、こちらに①②(計2点)を貼付してください。

①個人番号確認の書類	②本人確認の書類
------------	----------

